

## 【令和元年度川崎市政策・調整会議】

件名：川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（案）について

日時：令和元年11月12日（火） 10：30～10：35

場所：第3庁舎18階 大会議室

### ●付議理由

これまで、市の人権施策については川崎市人権施策推進基本計画に基づいて取り組んできたが、本邦外出身者に対する不当な差別的言動やインターネットを利用した人権侵害等の新たな人権課題が顕在化してきている現状を踏まえ、「（仮称）川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため。

### ●付議概要

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（案）について

素案に係るパブリックコメント手続の実施結果を踏まえ、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定する。

- 1 目的…不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。
- 2 特徴…①人権全般を見据えた条例（人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害等の人権課題を対象）、②本邦外出身者に対する不当な差別的言動を規制する条例（特に、拡声機を使用するなど一定の要件に該当するものを、罰則等をもって規制）
- 3 構成…①前文、②総則、③不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進、④本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進、⑤雑則、⑥罰則、⑦附則

### ●結論

案のとおり了承。